平成２１年（フ）第１１０３４号
埼玉県羽生市大字下岩瀬992―９
債務者　浦ディカルヴァーリョエジソンシンイチこと　ウラ　ディ　カルヴァーリョ　エジソン　シンイチ
１　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月25日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１０４１号
高知県高知市塩屋崎町２丁目６―11
債務者　佐竹　香織
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１０４２号
広島県広島市佐伯区美鈴が丘東４丁目23―15
債務者　宮澤　智子
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１０４３号
千葉県君津市坂田828―６
債務者　井下田和馬
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１０４４号
千葉県柏市豊町２丁目２―14―302
債務者　小林　直美（旧姓小澤・田中）
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１０４５号
神奈川県横浜市港南区芹が谷１丁目11―９―301
債務者　関谷　　瞳
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１０４７号
東京都台東区浅草３丁目33―９―403
債務者　小路口　充
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１０５６号
兵庫県神戸市北区鈴蘭台東町９丁目13―23―305
債務者　伊藤　元樹
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１０５７号
埼玉県春日部市大場1108―２―306
債務者　加藤　良子
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１０５８号
茨城県かすみがうら市稲吉東４丁目13―14―Ｄ―201
債務者　金澤　佳勅
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１０６０号
神奈川県藤沢市弥勒寺１丁目18―18
債務者　杉山みどり
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１０６１号
北海道増毛郡増毛町暑寒町１丁目23
債務者　中村　　充
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１０６３号
千葉県松戸市常盤平５丁目17―１―202
債務者　矢野　　瞳
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月25日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１０６６号
岐阜県岐阜市須賀４丁目14―10―101
債務者　鈴木　健司
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１０６８号
大阪府大阪市東住吉区西今川１丁目20―17　第八有楽荘406
債務者　奥野　廣志
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
５　免責審尋期日　平成21年８月25日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部